

【太枠内を記載し、申請書と一緒に受付機関に提出してください】

【集中受付・随時受付用】

令和2～4年度競争入札参加資格審査申請（製造の請負等編）チェックリスト

提出日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

申請者名（商号又は名称） ただし、受任者がいる場合は受任者の商号又は名称				既登録法人又は個人は記入	整理番号	7				
書類の記載内容についての問い合わせ先	部署		氏名		電話番号					

提出書類		注意事項				法人	個人	チェック欄		
								申請者	愛媛県	
1	申請書チェックリスト	—	●忘れずに提出してください				○	○		
2	競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	—	●申請者欄の押印は不要 ●申請者の記載内容は、登記事項証明書に記載している内容を記載すること（住所、代表者職名等）				○	○		
3	営業経歴書（様式第2号）	—	●申請要領を確認のうえ、財務諸表との整合性を図ること ●金額を記載する欄については千円未満切り捨てで記載すること				○	○		
4	競争入札に参加を希望する営業種別の詳細（様式第3号）	—	●営業種別分類表から転記し主として愛媛県と取引を希望する営業種目番号（1つ）に「○」を記載すること				○	○		
5	委任状（製造の請負等編用・別添愛媛県指定様式）	—	●法人代表者以外の支店長等が愛媛県との契約を締結することを希望する場合に提出（部分委任は不可）				△	—		
6	営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類	写	□営業を行うのに必要な許可等があれば提出すること ●証明書又は許可証（写）等を添付すること				△	△		
7	愛媛県税（個人県民税、地方消費税を除く。）及び地方法人特別税・特別法人事業税 ※未納がないことの証明用	原本	□県内事業所の有無を問わず必須 ●愛媛県（東・中・南予）各地方局税務（管理）課又は各支局税務室で発行したもの ●申請書受理日前3か月以内のもの（期限が到来したときは再取得）				○	○		
8	納税証明書（税務署で発行したもの） ※未納がないことの証明用（「その3の2」（個人）「その3の3」（法人））	原本	●（その1）は不可 ●申請書受理日前3か月以内のもの（期限が到来したときは再取得）				○	○		
9	個人県民税（愛媛県内）（市町で発行したもの）	原本	●納税証明書又は非課税であることを証明する書類 ●申請書受理日前3か月以内のもの（期限が到来したときは再取得）				—	○		
10	履歴事項全部証明書（法務局で発行したもの）	写	●「現在事項全部（又は一部）証明書」は不可 ●申請書受理日前3か月以内のもの（期限が到来したときは再取得）				○	—		
11	印鑑証明書	写	●申請書受理日前3か月以内のもの（期限が到来したときは再取得）				○	○		
12	直前2年分の財務諸表（法人）	写	●財務諸表に、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書 ●最新の決算書が完成していない場合、提出できる最新のものから2年分				○	—		
13	直前2年分の青色申告決算書（個人）	写	●青色申告決算書がない場合は白色でも可				—	○		
14	身分証明書（市区町村で発行したもの）	原本	●申請書受理日前3か月以内のもの（期限が到来したときは再取得）				—	○		
15	登記されていないことの証明書（法務局で発行したもの）	原本	●申請書受理日前3か月以内のもの（期限が到来したときは再取得）				—	○		
16	障害者雇用及びISO認証取得状況調査表	—	●ISO登録証の写及び付属書等				○	○		
17	口座振替申込書兼債権者登録（変更）票	—	□既登録業者についても、登録内容に変更がある法人または個人については提出すること ●普通預金等で通帳がある場合には、通帳の写し（預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人（カナ表示（以下「口座情報」という。））が印字された部分を提出することで金融機関確認印（金融機関の窓口で確認を受けて取得するもの）に代えることができる。 ●インターネットバンキングや当座預金等通帳が発行されない口座の場合、口座情報が確認できる金融機関が発行した書面の写し（ホームページ画面の印刷を含む。）でも可				△	△		
18	【返信用封筒】定形角2封筒・長3封筒 各1部 ※住所を記載すること	※郵送申請の方	●定形角2封筒【書類不備時返送用】（120円切手貼付） ●定形長3封筒【受理票返送用】（84円切手貼付） ※重量超過等により、料金不足の場合、不足分受取人払いにて返送				△	△		

注1 ○は必須、△は該当する場合のみ提出、—は不要

- 提出前に書類が揃っているか確実にチェックし、上記1～18のうち該当する書類を順番にしたうえてクリップ止めしてください。（ファイル等に綴じる必要はありません。）
- 印影を刷込み印刷した書類、シャチハタ等の浸透印を使用した書類は認められません。必ず朱肉を使用し押印してください。

No.	愛媛県処理担当者	受理日